

山本行政ニュース

編集発行人

行政書士法人

山本事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21
中央ビル5F

TEL 03(3567)3071

FAX 03(3567)3078

あけまして
おめでとう
ございます



1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 14日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント

できなくなった申告書の小包での送付
税務上の申告書や申請書・届出書は、納品書や領収書、住民票の写しなどと同様「信書」に当たります。この信書の送付は、郵便または信書便でしか取り扱えません。郵政民営化に伴う郵便法改正により、昨年10月から小包が郵便物でなくなったことから、小包での税務署への申告書送付はできなくなりました。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月21日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等） 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合） 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日

相続の基礎知識



相続税を多額に納税した人のことが新聞記事になりますが、一般の人でも、相続税を払わないまでも、資産や負債がある限り、普通に相続は行われるわけです。しかし、この相続の仕組みを正確に理解している人は案外少ないものです。そこで、相続についての概略を見てみたいと思います。

1. 相続と相続人

<相続の意義と相続順位>

相続とは、ある人（被相続人）が死亡した場合に、その人の一身に専属したものを除き、その人に属していた財産上の権利や義務が一定の範囲の親族（相続人）に承継されることです。

相続人となる資格を有するのは、配偶者と一定の血族です。配偶者は常に相続人となることができ、一定の血族については、第一順位、第二順位、第三順位という順位に従って相続が行われることになります。

第一順位の相続人に該当するのは、被相続人（死亡した人）の子供です。子供であれば実子・養子を問いません。また、胎児も出生したときには相続人となります。死亡や相続欠格などにより子供が相続権を失ったときは孫以下の直系卑属（自分より下の世代）が相続人となります。これを代襲相続といいます。

子・孫といった第一順位の相続人がいないときは、第二順位の相続人、すなわち、被相続人の直系尊属（自分より上の世代）が相続します。この場合、親などの近いものから優先して相続人となります。つまり、まず父母が相続人となり、父母がいないときには祖父母が相続人となります。

第一順位、第二順位の相続人がいないときは、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。

死亡や相続欠格などにより兄弟姉妹が相続権を失ったときは、兄弟姉妹の子供が代襲相続をしますが、この場合、再代襲は認められていません。

<相続欠格と廃除>

相続人になれない者として、民法では相続欠格と廃除を規定しています。

廃除とは、著しい非行などにより、相続人としてふさわしくない場合に、被相続人の請求によりその者の相続権をなくすことです。

相続欠格とは、不正な行為により相続人としての権利を剥奪されることです。

普通、身近にはないことですが、例えば「故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられた者」、「詐欺または脅

迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、またはこれを変更させた者」、等の5つの欠格事由が定められています。

2. 相続の効力

どのような割合で相続するかを相続分といいます。遺言で相続分の定めがない場合には、法定相続分として、次のように相続人の各相続分が定められています。

配偶者と子供の場合 = 配偶者 1 / 2、子供 1 / 2

配偶者と直系尊属の場合 = 配偶者 2 / 3、直系尊属 1 / 3

配偶者と兄弟姉妹の場合 = 配偶者 3 / 4、兄弟姉妹 1 / 4

子供、直系尊属、兄弟姉妹が数人いるときには、各自の相続分を等分する

3. 相続の承認・放棄

相続は当然に行われるのではなく、例えば借金のようなマイナスの財産があるときには相続を拒否できるというように、相続人に選択権を認めています。これには、単純承認、限定承認、放棄という方法があります。

単純承認とは、全ての権利義務を承継することです。限定承認とは、プラス財産の範囲内でのみマイナス財産も承継することです。放棄とは、一切の権利義務の承継を拒否することです。

1 商業登記の沿革

商法における商業登記制度は、ドイツ商法に由来し、明治26年に旧商法の一部が施行されてから現在まで100年を超える歴史があります。

商業登記手続については、商業登記法が公布されるまでは、非訟事件手続法の中で規定されていました。戦後、商業登記の事務は、裁判所から分離され、行政庁である司法事務局の所管とされ、その後、司法事務局が改組され、現在の法務局、地方法務局が設置されたため、商業登記の事務は法務局によって行うことになりました。そして、昭和38年に新たに商業登記法が制定され現在に至っています。

2 商業登記の意義と目的

商業登記とは、会社その他の商人に関する一定の事項を商業登記簿に記載することをいい、この登記簿は一般の人々に公開されることになっています。これにより、取引をする相手方が不測の損害を被ることのないように、取引の安全と円滑を図り、あわせて商人自身の信用の保持に役立てることを目的にできた制度です。

会社や商人は、一般大衆と広範に取引を行うことが想定されますから、その法人格の有無や行為能力の有無、代表の関係など取引の基礎となる重要な事項は、一般に公示しておくことが必要です。商業登記制度はこのような要請を満たすために制定されました。

商業登記制度の概要



3 商業登記と法人登記

商業登記と法人登記とは、いずれも権利義務の主体に関する公示制度として共通点を持っていますが、それぞれ個別の制度とされています。つまり、商業登記については、商法に実体的法律関係と重要な手続き事項が規定され、登記事項の詳細については、商業登記法や商業登記規則に定められています。これに対して、会社以外の法人の登記については、例えば、民法上の公益法人、中小企業と協同組合、宗教法人等それぞれ個別に規定が設けられ、登記手続の詳細については、特

殊法人登記令、組合等登記令等の手続き法規によって定められています。

4 商業登記の効力

登記すべき事項について、登記がなされない場合には、その事項を善意の第三者（その事実を知らない第三者）に対抗することができないものと規定されています。これにより、取引関係に立つ第三者を保護しようとするものです。したがって、会社の代表取締役が変更になった場合でも、登記をしなければ旧代表取締役と取引関係に立った第三者に対して、旧代表取締役の権限がないことを主張できないこととなります。

また、登記すべき事項について、登記があった後は、悪意の第三者はもちろん、善意の第三者に対しても、その事実を主張することができることとなります。

商業登記制度は、以上のように、商人に関する事項を商業登記簿に登載し、これを一般の人々に公開して取引の安全を図ることを目的とした制度です。そのため、一般国民の立場からすれば、なるべく多くの事項の登記があることが有益であると言えますが、商人の側からすれば、営業上の機密を保持することも必要です。したがって、どのような事項を登記事項とするかは、この両者間の調整を考慮して決定することが重要となります。現在では、商人の利益を害さない限度において、一般の人々の利益に関係のある取引上重要な事項を登記することになっています。

見えざる資産の価値

21世紀には、見えざる資産と呼ばれる、商標、ライセンス、企業ブランドといった資産を持つ企業の企業価値が上がっていくでしょう。無形資産は価値評価がきわめて難しいため、企業買収にあたって、これまで投資家はまったく重視してこなかったといっても過言ではありません。

一方、企業の側も、保有する知的財産について公表せず、財産に関する知識は極秘扱いでした。しかし、そうした時代ももう終わるかもしれません。知的財産をめぐる戦いの時代は、もうすでに始まっています。これからは、戦略的に活用しなければなりません。

日本企業が、自社の見えざる資産の価値に目を向けはじめたことは、貿易とキャッシュフローに関する最近の統計値を見ても明らかです。日本の特許収入は、2003年に初めて黒字に転じ、その後、2005年には3,163億円に達しています。支払いの大半が、日本企業の

海外子会社から入ってきているのですから、特許収入が増えたからといって、日本企業の競争力が回復したというわけではありません。ただし、特許収入が増えたということは、今まで以上に多くの企業が、所有する知的財産の価値を認識しはじめたということと言えます。

無形資産の金銭的価値を活用しようという日本企業が増えるにつれ、こうした企業は、しだいに、知的財産を資金調達のための武器として活用するようになってきています。

高いリターンは期待できないとしても、日本は、その特異でしかも他からの影響を受けにくい特質ゆえに、次第に世界的なヘッジファンドの注目を集めつつあります。

中小企業も、成長・発展の原動力であるこの見えない資産を明確に意識的に認識することで、持続可能な成長を目指すことになるのです。国も、この無形資産は、大企業だけの話ではないと支援への取組みを明確に打ち出しました。財務諸表に表れていない無形資産は、何も特許だけということではありません。

企業の健康管理

2008年4月から、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病の発生や重症化を防ぐ、国家的な取り組みである「特定検診」制度が始まります。国としても国民の健康増進と医療費増大を回避するねらいがあります。

実施は健康保険を運営している政府管掌健康保険組合や健康保険組合といった医療保険者に義務付けられ、40歳から74歳の国民が予防サービスを利用できることとなります。

これらは皆、企業の取り組みがなければ成功しません。

まず、企業は法令遵守をすることです。「特定検診」と新たな名前がつけますが、いままでの事業所検診の内容に腹囲などの検査が加わるものです。労働安全衛生法に基づく社内での検診の受診を一層進めることが大切となります。もう一つは、従来の検診の受けっぱなしを見なおし、「情報提供」や「特定保険指導」が加わるものとなります。

人への感謝と人脈の構築

松下幸之助さんの口ぐせは、「あんた、どう思う？」でした。社内だけでなく、財界トップから町の電器屋さんまで誰にでも真剣に質問します。

一人の知恵などたかが知れています。しかし、ネットワークの知恵は無尽蔵。人脈を通じて「独創力を鍛える」という作業に取り組みれば、情報が拡大すると同時に人脈も広がるようです。

人間は感情の動物です。人脈も対応の仕方一つで変わってきます。相手を敬う気持ちに基づき置き、言葉遣いには注意し、服装も派手ではないほうがよいでしょう。遅刻は厳禁、小さな約束を守る、相手の話の腰を折ることなく、表情豊かに話を聞く。「ありがとう」、美味しかった、「面白かった」の三つの言葉は絶対に必要なことです。